

第4回世羅町議会臨時会会議録

令和6年11月6日

第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和6年 第4回世羅町議会臨時会（第1号）

令和6年11月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

第 1

仮議席の指定

議長の選挙

1. 議事日程

令和6年 第4回世羅町議会臨時会（第1号の1）

令和6年11月6日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|------|--------------------------|
| 第 1 | 議席の指定 |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 3 | 会期の決定について |
| 第 4 | 副議長の選挙 |
| 第 5 | 議席の一部変更について |
| 第 6 | 常任委員会委員の選任について |
| 第 7 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 第 8 | 発議第3号 議会改革調査特別委員会の設置について |
| 第 9 | 世羅中央病院企業団議会議員の選挙 |
| 第 10 | 広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員の選挙 |
| 第 11 | 三原広域市町村圏事務組合議会議員の選挙 |
| 第 12 | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第 13 | 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙 |
| 第 14 | 委員会の閉会中の継続調査事件の承認について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 亀田知宏	2番 佐倉悠希
3番 矢山靖	4番 宗重博之
5番 佐々木浩康	6番 福永貴弘
7番 向谷伸二	8番 上本剛
9番 松尾陽子	10番 藤井照憲
11番 田原賢司	12番 高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

1番 亀田知宏 2番 佐倉悠希

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範 書記 迫林威宏
囑託書記 貞光有子

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○事務局長（黒木康範） 皆さん、おはようございます。本日は、ご多用のところご参集いただき、ありがとうございます。

今臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が、臨時に議長の職務を行うこととなります。

出席議員中、「藤井照憲議員」が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。藤井議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（藤井照憲） ただ今ご紹介いただきました、「藤井」でございます。議事進行よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますが、議事進行につきましては、格段のご協力を改めてお願いいたします。

ただ今の出席議員は 12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回世羅町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定いたします。

「仮議席」は、ただいま、ご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長の選挙を行います。

暫時休憩します。

暫時休憩 9時02分

再開 9時16分

○臨時議長（藤井照憲） 休憩を閉じて、会議を開きます。

選挙は、「投票」で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

ただいまの出席議員は 12 名であります。

念のため申し上げます。投票は1回とし、最多得票者を当選人といたします。

ただし、公職選挙法第95条の規定により、法定得票数に達しない場合は、「再選挙」を行います。

また、最多得票者が2名以上の場合は「くじ」により決めます。投票は「単記無記名」であります。なお、白票は無効票とみなします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配付もれは、ありませんか。

(「なしの声」あり)

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が「仮議席の番号と氏名」を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(黒木康範) (点呼)

1 番	亀田知宏議員	2 番	佐倉悠希議員	3 番	矢山 靖議員
4 番	宗重博之議員	5 番	佐々木浩康議員	6 番	福永貴弘議員
7 番	向谷伸二議員	8 番	上本 剛議員	9 番	松尾陽子議員
10 番	田原賢司議員	11 番	高橋公時議員	12 番	藤井照憲議員

以上でございます。

(点呼順に投票)

○臨時議長(藤井照憲) 投票もれは、ありませんか。

(「なしの声」あり)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

ここで議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 亀田知宏議員
2 番 佐倉悠希議員を指名いたします。

立会人に開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 12 票

無効投票 0 票 であります。

有効投票のうち

11 番 高橋公時議員 6 票

12 番 藤井照憲議員 6 票

この選挙の法定得票数は 「3 票」 で、最多得票者は同数であります。

地方自治法第 118 条第 1 項の規定によりまして、公職選挙法第 95 条第 2 項
の規定を準用して、「くじ」で当選人を決定することになっております。

立会人に 1 番 亀田知宏議員、2 番 佐倉悠希議員を指名いたします。

立会人に立会いをお願いします。

ここで抽選棒の点検をします。

(抽選棒の点検)

「異常なし」と認めます。

11 番 高橋公時議員及び 12 番 藤井照憲議員には、これより「くじ」を引
いていただきます。

11 番 高橋公時議員及び 12 番 藤井照憲議員は演壇のほうへお進みくださ
い。

くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。

2 回目は、当選人を決定するためのものです。2 回目の「くじ」で若い番号
を引かれた方が当選人となります。

くじは「抽選棒」により行います。

まず、くじを引く順番を決める「くじ」を行ないます。

くじを引く順番を決める「くじ」の順番は、仮議席番号順とします。

くじを 11 番 高橋公時議員から引いてください。

つぎに 12 番 藤井照憲議員くじを引いて下さい。

(仮議席番号順にくじを引く)

くじを引く順番が決定しましたので報告いたします。

まず初めに 11 番 高橋公時議員、次に 12 番 藤井照憲議員、以上のとおりです。

ここで抽選棒の点検をします。

(抽選棒の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまの順序により、これより当選人を決定する「くじ」を行ないます。

くじを 11 番 高橋公時議員から引いてください。

つぎに 12 番 藤井照憲議員くじを引いて下さい。

(仮議席番号順にくじを引く)

立会人並び 11 番 高橋公時議員は自席へお戻りください。

「くじ」の結果を報告します。

「くじ」の結果、11 番 高橋公時議員が若い番号であり、当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました 11 番 高橋公時議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、11 番 高橋公時議員より当選承諾及び登壇されてのご挨拶をお願いします。

○11 番 (高橋公時) このたび皆様より支持をいただきまして議長に当選いたしました高橋公時でございます。ひと言ご挨拶させていただきます。

この議会はよく、2 元代表制である地方議会は車の両輪に例えられます。しかし私が思っているのは、車の両輪だけでなく、執行部がアクセル、議会がブレーキ、このように私は考えております。執行者が提案したものに対し、我々議会がしっかり公平公正な立場でジャッジしていくこと、これが非常に大事に

なってきます。これから4年間、この議場での混乱を招かないように議会運営が円滑に進みますように務めてまいりたいと思います。それには議員の皆様方、そして本日ケーブルテレビを見られている執行者の皆様方の協力が必要となってきました。この4年間しっかりと務めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（藤井照憲） ただいま、議長が決定いたしましたので、私の職務はこれで終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（黒木康範） それでは議長、議長席へ着席願います。

○議長（高橋公時） 議事進行につきましては、何分不慣れでございますので、皆さま方の格段のご協力をお願い申し上げます。

これより、議事を進行させていただきます。

お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり、追加議事日程第1号の1を追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

よって、この際、追加議事日程第1号の1を追加することに決定しました。

日程第1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

「議席番号と氏名」を事務局長より朗読させます。

○事務局長（黒木康範） 議席番号1番から読み上げます。

1番 亀田知宏議員 2番 佐倉悠希議員 3番 矢山 靖議員

4番 宗重博之議員 5番 佐々木浩康議員 6番 福永貴弘議員

7番 向谷伸二議員 8番 上本 剛議員 9番 松尾陽子議員

10番 田原賢司議員 11番 藤井照憲議員 12番 高橋公時議員

以上でございます。

○議長（高橋公時） ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたしました。

暫時休憩とします。

暫時休憩 9時36分

(議席の移動)

再開 9時37分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて、会議を開きます。

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 亀田知宏議員、2番 佐倉悠希議員を指名いたします。

日程第3 「会期の決定」 を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日「1日間」にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、「1日間」と決定しました。

日程第4 「副議長の選挙」を行います。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩 9時38分

(全員協議会)

再開 9時55分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて、会議を開きます。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「副議長」に、10番 田原賢司議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「副議長」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方が、「副議長」に当選されました。

ただいま、「副議長」に当選されました方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。ここで、10番 田原賢司議員より、当選承諾及び、登壇されてのご挨拶をお願いします。

○10番（田原賢司） それでは失礼いたします。ただいま副議長を拝命いたしました田原賢司です。副議長の職は議長を支え、この議会運営を円滑に進めていくことだと思っております。前期、私は広報委員会に所属しており、そのなかでいろんな議論、意見交換等を経験させていただきました。

また、各特別委員会をこの前期議会においては立ち上げられ、いろんなことの提案、意見調整、またいろんな執行部の運営を質してまいりました。チーム議会として今後議会がますます発展し、また、町民の意見を多く取入れ、この世羅町がますます発展することに尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋公時） 日程第5 「議席の一部変更について」を議題といたします。

このたびの副議長選挙に伴い、議席の一部変更を行いたいと思います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

「議席番号及び氏名」を事務局長に朗読させます。

○事務局長(黒木康範) 議席番号と名前を読み上げます。10番 藤井照憲議員、11番 田原賢司議員。以上でございます。

○議長(高橋公時) ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更いたしました。

それではここで暫時休憩といたします。

暫時休憩 10時00分

(議席の移動を行う)

再開 10時01分

○議長(高橋公時) 休憩を閉じて、会議を開きます。

日程第6 「常任委員の選任について」 を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において総務文教常任委員に、

2番 佐倉悠希議員 4番 宗重博之議員 5番 佐々木浩康議員
9番 松尾陽子議員 11番 田原賢司議員 12番 高橋公時議員 を

産業建設常任委員に、

1番 亀田知宏議員 3番 矢山 靖議員 6番 福永貴弘議員
7番 向谷伸二議員 8番 上本 剛議員 10番 藤井照憲議員 を

議会広報広聴常任委員に、

1番 亀田知宏議員 2番 佐倉悠希議員 3番 矢山 靖議員
5番 佐々木浩康議員 7番 向谷伸二議員 9番 松尾陽子議員 を

それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

なお、各常任委員会におかれましては、「正・副委員長の互選」をお願いいたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 10時03分

(全員協議会)

再開 10時43分

○議長(高橋公時) 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま、総務文教常任委員会から委員長に 松尾陽子委員が、副委員長に 宗重博之委員が、産業建設委員会から委員長に 上本 剛委員が、副委員長に 矢山 靖委員が、議会広報広聴常任委員会から委員長に 向谷伸二委員が、副委員長に 松尾陽子委員が、それぞれ選任された旨の報告がありましたので、ご報告いたしておきます。

日程第7 「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番 矢山 靖議員、4番 宗重博之議員、5番 佐々木浩康議員、6番 福永貴弘議員、8番 上本 剛議員、9番 松尾陽子議員 を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会におかれましては、「正・副委員長の互選」をお願いいたします。

議会運営委員会から 委員長に 上本 剛委員が、副委員長に 松尾陽子委員が選任された旨の報告がありましたので、ご報告いたしておきます。

日程第 8 「発議第 3 号 議会改革調査特別委員会の設置について」 を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11 番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 11 番 田原賢司議員。

○11 番（田原賢司）

発議第 3 号

議会改革調査特別委員会設置について

標記議案をつぎのとおり地方自治法第 109 条及び世羅町議会委員会条例第 5 条の規定により設置する。

令和 6 年 11 月 6 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

提出者	世羅町議会議員	田原 賢司
賛成者	同 上	亀田 知宏
賛成者	同 上	佐倉 悠希
賛成者	同 上	矢山 靖
賛成者	同 上	宗重 博之
賛成者	同 上	佐々木浩康
賛成者	同 上	福永 貴弘
賛成者	同 上	向谷 伸二
賛成者	同 上	上本 剛
賛成者	同 上	松尾 陽子
賛成者	同 上	藤井 照憲

裏面をご覧ください。

議会改革調査特別委員会設置について

1 本議会に 11 人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

2 議会は特別委員会に対し、次の事項の調査を付託する。

- (1) 議会基本条例に関すること
- (2) 議会改革に関すること
- (3) 議員の倫理に関すること
- (4) 議会による政策・要望並びに提言活動に関すること
- (5) その他議会が必要と認めること

3 特別委員会は、議会閉会中も調査を行うことができるものとし、議会において調査終了を議決するまで継続する。

○議長(高橋公時) これをもって、提案理由の説明を終わります。 議員全員による発議のため、質疑並びに討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがいまして、発議第 3 号 議会改革調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において、

- | | | | | | |
|------|--------|------|---------|-----|--------|
| 1 番 | 亀田知宏議員 | 2 番 | 佐倉悠希議員 | 3 番 | 矢山 靖議員 |
| 4 番 | 宗重博之議員 | 5 番 | 佐々木浩康議員 | 6 番 | 福永貴弘議員 |
| 7 番 | 向谷伸二議員 | 8 番 | 上本 剛議員 | 9 番 | 松尾陽子議員 |
| 10 番 | 藤井照憲議員 | 11 番 | 田原賢司議員 | | |

を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々を議会改革調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

また、議会改革調査特別委員会から

委員長に 田原賢司委員が、副委員長に 佐倉悠希委員が、それぞれ選任された旨の報告がありましたので、ご報告いたしておきます。

日程第9 「世羅中央病院企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「世羅中央病院企業団議会議員」に、

5番 佐々木浩康議員、7番 向谷伸二議員、9番 松尾陽子議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、「世羅中央病院企業団議会

議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々が、「世羅中央病院企業団議会議員」に当選されました。

ただいま、「世羅中央病院企業団議会議員」に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 10 「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、「指名推選」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に、

1 番 亀田知宏議員、3 番 矢山 靖議員、8 番 上本 剛議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々が、「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に当選されました。

ただいま、「広島中部台地土地改良施設管理組合議会議員」に当選された方々が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 11 「三原広域市町村圏事務組合議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、「指名推選」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「三原広域市町村圏事務組合議会議員」に、

4 番 宗重博之議員、6 番 福永貴弘議員、12 番 高橋公時議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を、「三原広域市町村圏事務組合議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方々が、「三原広域市町村圏事務組合議会議員」に当選されました。

ただいま、「三原広域市町村圏事務組合議会議員」に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

日程第 12 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、「指名推選」にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員」に、

11 番 田原賢司議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方が、「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員」に当選されました。

ただいま、「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員」に当選されました方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

日程第13 「広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、「指名推選」にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、「指名推選」によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、「議長が指名する」ことにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、「議長が指名する」ことに決定いたしました。

「広島県水道広域連合企業団議会議員」に、

12番 高橋公時議員 を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、「広島県水道広域連合企業団議会議員」の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました方が、「広島県水道広域連合企業団議会議員」に当選されました。

ただいま、「広島県水道広域連合企業団議会議員」に当選されました方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程第14 「委員会の閉会中の継続調査事件の承認について」 を議題いたします。

各委員長からの申し出のとおり、「調査終了まで閉会中の継続調査」とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、「調査終了まで閉会中の継続調査」とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、生じたその条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、「令和6年第4回世羅町議会臨時会」を閉会いたします。

(起立・礼)

閉 会 10時58分